

(2) 高齢者の介護

ア 要介護等の状況

介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された者（以下「要介護者等」という。）のうち、65歳以上の者の数についてみると、平成16（2004）年度末で394.3万人となっている（表1-2-35）。

また、介護保険制度のサービスを受給した65歳以上の被保険者は平成17年4月審査分で324.5万人となっており、男女比でみると男性が27.8%、女性が72.2%となっている（表1-2-36）。

さらに、介護サービスの利用実態をみると、軽度の者は居宅サービスの利用が多い一方、重度（要介護4又は要介護5）の者は施設サービス利用が半数を超えている（図1-2-37）。

在宅の要介護者等の要介護度（要支援を含む。）

を男女別にみると、要支援者、要介護1、要介護2の合計は男性が65.5%、女性は72.1%となっており、認定を受けている者の中では女性の方が要介護度の低い者が多い。なお、最も高い要介護5は男性で8.6%、女性で7.1%となっている（図1-2-38）。

施設等に入所している者の要介護度をみると、介護療養型医療施設に要介護度の高い者が多く、平均要介護度は4.24となっており、要介護5の者の割合も53.0%となっている。一方、介護老人保健施設には要介護度の低い者が多く、平均要介護度は3.20、要介護3以下の者の割合は54.8%となっている。介護老人福祉施設は平均要介護度、要介護度別の入所者構成比も両者の中間にある（図1-2-39）。

要介護者等のうち、医師による診断の結果、介護を必要とする「認知症あり」と診断されて

表1-2-35 要介護等高齢者の状況（要介護等認定者数）

（単位：人）

	認定者総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
被保険者総数	4,085,859 (100.0)	669,247 (16.4)	1,328,349 (32.5)	610,709 (14.9)	521,881 (12.8)	493,012 (12.1)	462,661 (11.3)
うち第1号被保険者 (65歳以上の認定者)	3,942,808 (100.0)	658,640 (16.7)	1,281,817 (32.5)	582,359 (14.8)	500,797 (12.7)	476,039 (12.1)	443,156 (11.2)
うち65～74歳	674,786 (100.0)	124,456 (18.4)	229,080 (33.9)	102,474 (15.2)	81,298 (12.0)	69,978 (10.4)	67,500 (10.0)
75歳以上	3,268,022 (100.0)	534,184 (16.3)	1,052,737 (32.2)	479,885 (14.7)	419,499 (12.8)	406,061 (12.4)	375,656 (11.5)

資料：厚生労働省「平成16年度介護保険事業状況報告年報」

（注1）平成16年度末現在

（注2）（ ）内は認定者総数に占める割合（単位：%）

表1-2-36 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）

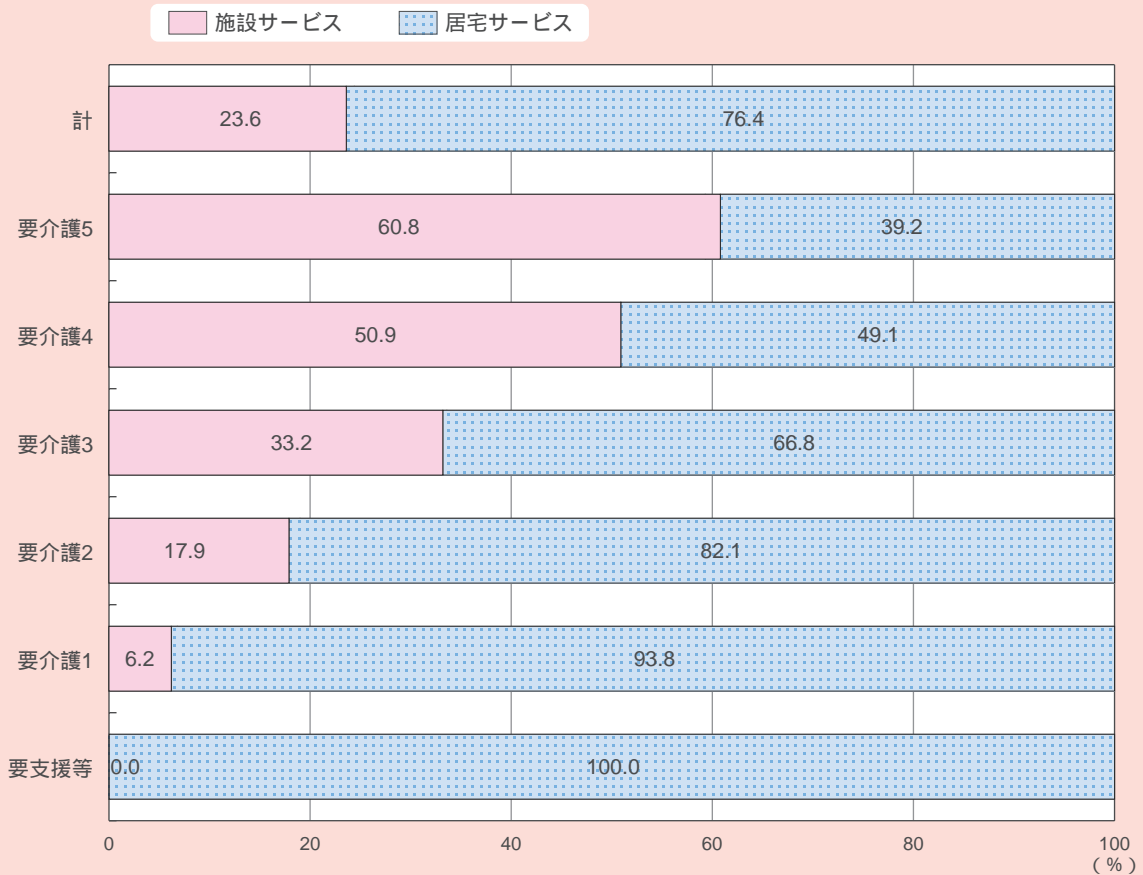
（単位：千人）

	総数	要支援等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者総数 (65歳以上の受給者)	3,245.4 (100.0)	440.8 (13.6)	1,027.2 (31.7)	508.5 (15.7)	449.9 (13.9)	433.3 (13.4)	385.8 (11.9)
男	903.1 (100.0)	98.2 (10.9)	268.7 (29.8)	165.2 (18.3)	145.0 (16.1)	128.2 (14.2)	97.8 (10.8)
女	2,342.3 (100.0)	342.6 (14.6)	758.5 (32.4)	343.3 (14.7)	304.9 (13.0)	305.0 (13.0)	288.0 (12.3)

資料：厚生労働省「介護給付費実態調査月報（平成17年4月審査分）」

（注）（ ）内は総数に占める割合（単位：%）

図 1 - 2 - 37 要介護度別のサービス利用状況（受給者数）

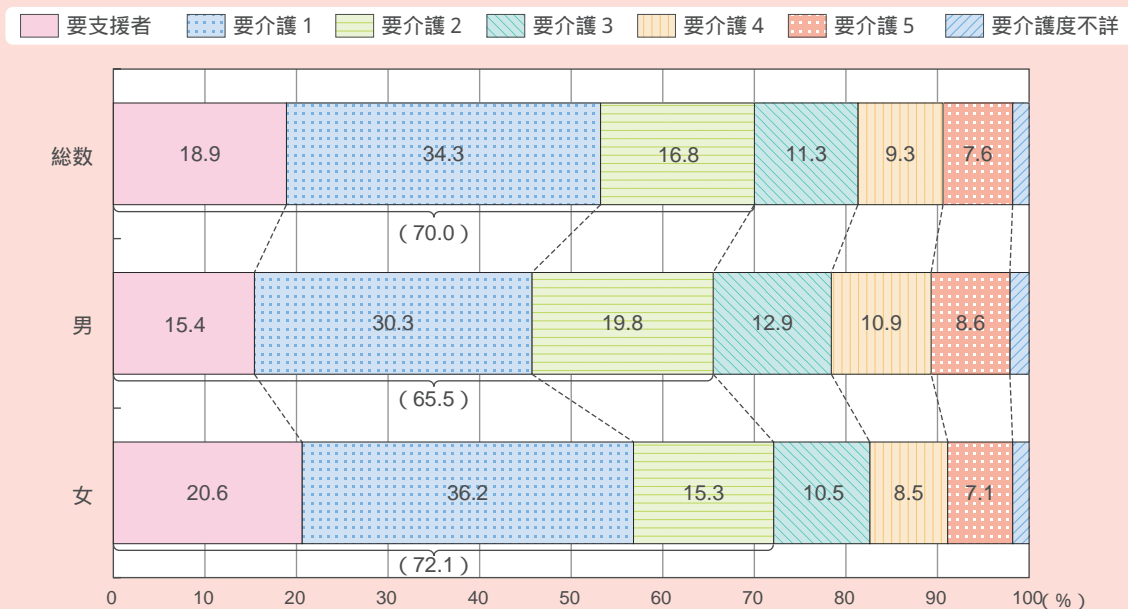


資料：介護給付実態調査月報（平成17年4月審査分）

（注）居宅（施設）サービス／（居宅サービス＋施設サービス）×100を示す。

施設サービスの「要支援等」には、「非該当」（介護老人福祉施設の旧措置入所者）を含む。

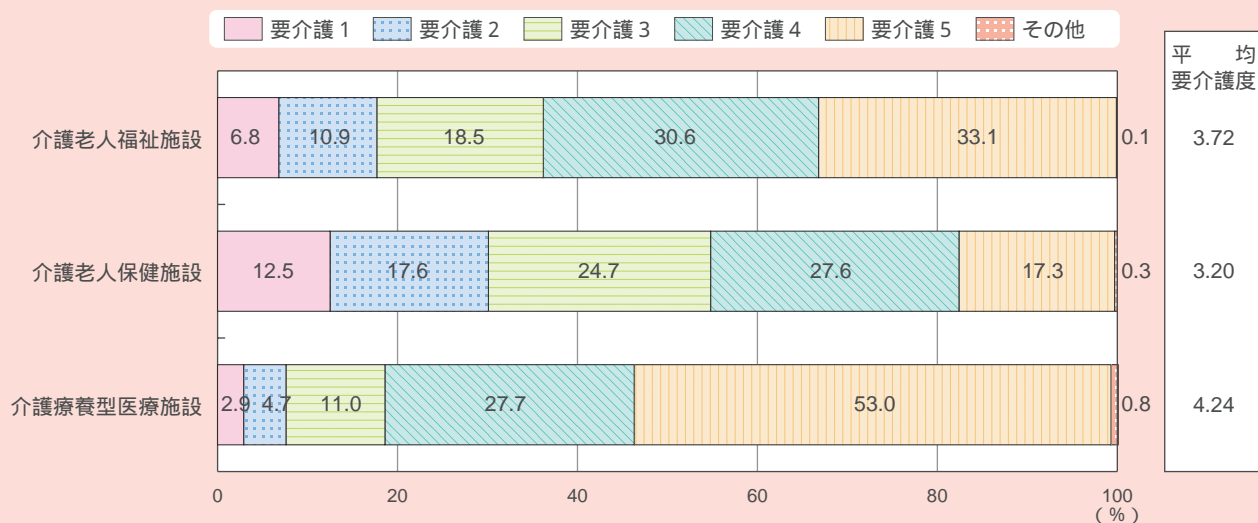
図 1 - 2 - 38 性・要介護度別にみた受給者の状況（在宅）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成16年）

（注）：「要介護者」とは、介護保険法の要介護と認定された者（1）要介護状態にある65歳以上の者、（2）要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。「要支援者」とは、介護保険法の要支援と認定された者（1）要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、（2）要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。（ ）内は要支援、要介護1、要介護2の割合の合計

図1-2-39 在所者の要介護度別構成割合



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査（平成16年）」

表1-2-40 要介護者等のうち認知症（ランク 以上）のある者の割合

（単位：％）

在宅要介護者等		施設在所者		
男	女	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
9.6	13.6	66.0	51.5	75.0

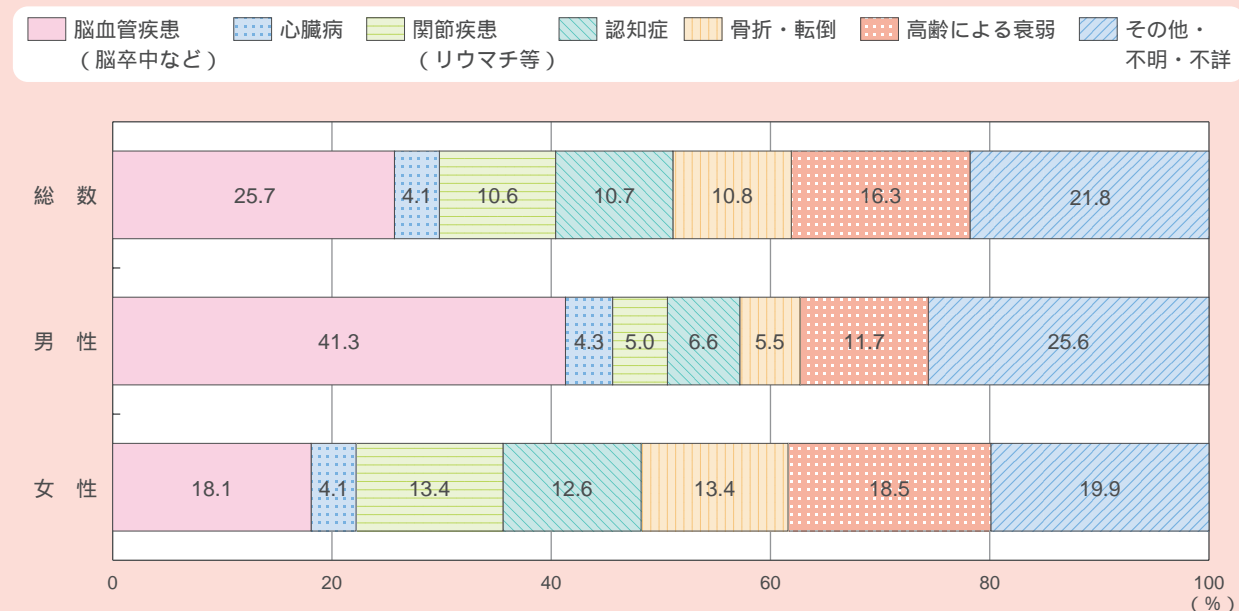
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（平成13年）」、「介護サービス施設・事業所調査（平成15年）」

（注1）64歳未満の要介護者等を含む。

（注2）在宅要介護者等については、医師による診断を受け認知症と診断された者の割合

（注3）「認知症あり」のランクは、「痴呆性老人（認知症高齢者）の日常生活自立度判定基準」による。ランク とは「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする」状況をいう。

図1-2-41 要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（平成16年）」